

お疲れ様でした。

本問は、論すべき点・触れるべき点が多い問題ですが、事案との関係で重点を置くべき論点については厚く論じ、他方、そうではない論点についても満遍なくコンパクトに論じることができており、合格圏内にあるものと考えます。

答案上の項目の構成も、本問のメインである同意殺人罪の成否と放火罪の成否をそれぞれ「第1」と「第2」に据えてしっかりと論じた上で、その他の小さい論点を「第3 その他の犯罪の成否」でひとまとめに検討するものとなっており、適切なメリハリがつけられています。

以下、フォローすべき点をお伝えします。

① 甲は、現住建造物放火罪の客観的構成要件該当行為を行っていますが、その際、（他人所有）非現住建造物放火罪の故意しか有していませんでした。

そして、この場合において、「軽い非現住建造物放火罪の故意が認められるか。」という問題提起は適切ではありません。なぜなら、この場合、非現住建造物放火罪の故意はあるからです。むしろ問題となるのは、非現住建造物放火罪の客観的構成要件該当性の充足性です。そのため、現住建造物放火罪と非現住建造物放火罪との間の重なり合い有無の検討は、非現住建造物放火罪の客観的構成要件該当性が充足されるかどうかという観点から行われる必要があります（もちろん重なり合いはあります）。

本問で、問題提起をするとすれば、「非現住建造物放火罪の客観的構成要件該当性は認められるか。」とか、少しボカして「非現住建造物放火罪が成立するか。」等の表現が考えられます。

なお、甲が現住建造物放火罪の故意で非現住建造物放火罪の客観的構成要件該当行為を行った場合には、「軽い非現住建造物放火罪の故意が認められるか。」という問題提起をすることになります。

この点に関する参考文献としては、橋爪隆先生の『刑法総論の悩みどころ』P157～があります。刑法全般について実力を感じますので、このような参考書で重要論点を深掘することにより、理解が正確となりさらなる向上が望めると思いますのでお勧めします。

②

乙が丙を殺害した事実に関する証拠（丙の遺体等）と甲が乙を殺害した事実に関する証拠（乙の遺体等）は異なるところ、甲の放火行為は、丙の遺体を燃やしたことについて「他人の刑事事件」に関するものとなり、他方、乙の遺体を燃やしたことについては「他人の刑事事件」に関するものになりません。そのため、前者についてのみ証拠隠滅罪の成否が問題となりますが、甲と乙は共犯関係にありませんから、甲がこの証拠隠滅行為を自己の利益のために行ったと捉えることは困難となります。したがって、専ら自己の犯罪の証拠を隠滅する意思であったかどうかの問題点に触れることなく、証拠隠滅罪を成立させるべきでした。

個別解説では、その他の論点や本問に関連する知識の確認や派生的な論点等について検討を行う予定です。また、本問に関連するご質問にももちろんお答えしますので何かあれば当日お気軽にご質問下さい。

御堂地